地域医療機能推進機構九州病院 臨床研修規程

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規定は、独立行政法人地域医療機能推進機構九州病院(以下「九州病院」という)において卒業直後の医師免許取得者に対して行う初期臨床研修(以下「研修」という)を適切かつ円滑に行うことを目的とする。
- 2 この規定に定めない事項については、平成15年6月12日付 医政発第 0612004 号 各都道府県知事宛 厚生労働省医政局長通知によるものとする。

(研修の基本理念)

第2条 病める人の尊厳を守り、医療の提供と公衆衛生向上などに寄与する職業の重大性を 認識し、医師としてのプロフェッショナリズム、使命の遂行に必要な資質、知識、技術を 修得する。

(研修の基本方針)

- 第3条 研修の基本方針は以下のとおりとする。
 - 1) 患者さんの人格と権利を尊重し、病める人の治療だけでなく、健康維持や疾病予防、治療困難な人を支え、苦痛を和らげる緩和医療を実践する。
 - 2) 医師同士のみならず他職種・職域の職員への感謝の気持ちを忘れず、謙虚な気持 ちで研修を行なう。
 - 3) 職業として医師の責任を自覚し、教養を深め人格を高める。
 - 4) 医学、医療全般にわたる広い視野と高い見識を持ち、医学・技術の習得に努める。
 - 5) プライマリケア・志望科によらない幅広い分野での診療を経験し、医師としての 基礎づくりをする。

(研修病院の役割)

第4条 九州病院は、研修協力病院及び研修協力施設と連携した「基幹型臨床研修病院」 として研修を実施する。併せて、基幹型臨床研修病院である九州大学病院等の協力型病 院として研修を実施する。

第2章 採用・処遇

(定員)

第5条 研修医の定員は臨床研修管理委員会で審議し、院長が承認する。

(募集・採用)

- 第6条 厚生労働省のマッチングシステムに参加して募集・採用を行なう。
- 2 研修医の募集人数、募集要項、研修プログラムを九州病院ホームページにおいて公開

- し、広く全国から研修医を募集する。
- 3 応募者を対象とした選考試験(面接・小論文等)を実施する。
- 4 採用内定者とは医師臨床に関する仮契約を締結し、医師国家試験合格後は雇用契約を 締結する。ただし、医師国家試験に不合格となった場合には採用内定を取り消す。
- 5 中長期的な採用計画に基づき、当院の研修理念と基本方針に合致した採用活動を実施 する。

(処遇)

- 第7条 研修医の身分は常勤任期付医師とする。
- 2 勤務形態、任期、報酬、社会保険等については労働条件通知書に記載する。
- 3 引き続き当院での専門医研修を希望する場合、採用試験を行い、合格者を当院の新専 門医制度プログラム枠にて採用する。

第3章 研修体制

(研修施設)

第8条 研修医は九州病院及び臨床研修協力病院、協力施設で研修を行う。

(研修医の所属)

第9条 研修医は特定の診療科に属さず、臨床研修センターに所属し、管理監督について は臨床研修管理委員会委員長が行う。

(研修医の業務)

- 第10条 研修医は、指導医の下で指導医及び上級医の指示した診療を行う。
- 2 具体的な研修医の業務については、別に臨床研修実務規程に定める。

(研修専念義務)

第11条 研修医は、当該規定及び当院の諸規定を遵守して研修に専念する義務を負うものであり、そのほかの医療施設等でのアルバイトは一切行ってはならない。

(研修プログラム)

- 第12条 研修期間は2年間とする。
- 2 必修科目、選択必修科目(九州病院では必修科目とする)、選択科目をスーパーローテート方式で研修する。
- 3 研修プログラムにはプログラム責任者を設け、研修プログラムの作成・改善及び総合 的な管理はプログラム責任者を中心とし、研修管理委員会が行う。
- 4 具体的な研修カリキュラム、研修期間、研修目標等の研修プログラムは、研修医の意 見を反映させ、臨床研修管理委員会で決定する。

(院長)

第13条 院長は、医療法、研修に関する厚生労働省令その他の法令に則り、研修医の指導及び監督にあたる。

(プログラム責任者)

- 第14条 研修プログラムごとにプログラム責任者1名を院長が任命する。
- 2 プログラム責任者の資格は次のとおりとする。
 - 1) 臨床経験7年以上有する者。
 - 2) 教育に対して深い関心を持ち、指導医及び研修医に対してプライマリ・ケアを中心とした指導を行うことのできる経験と能力を有している者。
 - 3) 厚生労働省所定の指導医養成講習会を受講していること。
 - 4) プログラム責任者養成講習会を受講したものであること。
- 3 プログラム責任者は、研修プログラムの企画立案ならびに実施の管理を行う。また、 研修医に対する助言、指導その他の援助が円滑になるよう研修指導体制の充実を図る。

(臨床研修実施責任者)

- 第15条 研修医が必修又は選択必修として研修する各診療科・部門及び、協力型研修病院・施設には研修実施責任者を置き、院長が任命する。各科の部長及びそれに準じた責任者がこれを受け持つ。
- 2 臨床研修実施責任者は、厚生労働省所定の指導医養成講習会を受講していること。
- 3 臨床研修実施責任者は研修期間の調整、指導医教育を担当するとともに、研修医評価 を統括する。
- 4 臨床研修実施責任者は研修医が診療上判断に苦慮した場合の最終的な相談相手とならなければならない。
- 5 臨床研修実施責任者は、指導医及び上級医の指導が円滑に行えるよう配慮し、支援しなければならない。

(指導医)

- 第16条 研修医が研修する各診療科・部門及び、協力型研修病院・施設には指導医を置く。
- 2 指導医の資格は次のとおりとする。
 - 1) 臨床経験7年以上の医師。
 - 2) 原則として、厚生労働省所定の指導医養成講習会を受講してる者。
 - 3) プライマリ・ケアの指導が可能かつ教育に対する意欲のある者。
- 3 指導医の役割は次のとおりとする。
 - 1) 担当する研修分野におけるプログラムに従って、研修医に対する適切な指導を行う。
 - 2) 診療録及びサマリーの記載に関する指導を行い、記載内容の承認等所定の手続き

を行う。

- 3) 研修分野修了時に研修医の評価を行い、評価票をもってプログラム責任者へ報告 する
- 4) 指導医が不在となる場合は代行指導医、上級医を明確にする。その後、指導医を 含めて総括的指導を行うこととする
- 5) 研修医の心身の健康面、医療安全に配慮し、相談に応じる。問題があるときは適 官プログラム責任者に報告する。
- 6) 指導医評価を受け、その評価結果を謙虚に受け入れて指導に生かす。

(上級医)

- 第17条 上級医とは、3年以上の臨床経験を有し、指導医の要件を満たしていない医師 のことをいう。研修の円滑化のために、診療技術上の指導にとどまらす精神面での支援 を目的として上級医をおく。(屋根瓦方式)
- 2 上級医は指導医の指示に基づき研修医の教育指導、評価を行う。
- 3 上級医は研修医の記載した診療録について院内のガイドラインにしたがって承認、指 導しなくてはならない。

(メンター)

第18条 メンターとは、5年以上の臨床経験を有する医師で、初期研修医に対して助言とサポートを行なう。仕事や諸活動、研修終了後の進路などについて相談に乗り、臨床指導とは別の視点で研修医を支援する。メンターは研修プログラム責任者が指名する。

(指導者)

- 第19条 医師以外のもので、研修に直接関与するものとして、指導者を置く。
- 2 指導者の資格は次のとおりとする、
 - 1) 各研修医が主に所属する病棟の看護師長。
 - 2) 各研修医が研修を行う部門のコメディカルの長。
 - 3) 臨床研修を担当する事務職員。
- 3 指導者は、各専門分野の立場から、研修医に対する教育指導及び評価を行い、評価票 をもってプログラム責任者へ報告する。

(研修管理委員会)

- 第20条 九州病院に臨床研修管理委員会を設置し委員長を置く。委員会を定期的に開催 し、研修にかかわる事項を討議する。
- 2 この委員会は、院長、委員長、プログラム責任者、各診療科の長(臨床研修実施責任者)、副看護部長、コメディカル・事務部の長、臨床研修協力病院・施設の責任者、研修 医代表、担当事務職員、外部委員(医師)、外部委員(医師以外の有識者)を置く。
- 3 委員会は、委員長が認めた場合、審議内容によっては全委員を招集することなく、必

修診療科の委員のみを招集し委員会を開催することができる。

4 上記のほかの事項については地域医療機能推進機構九州病院研修管理委員会規定において定める。

(事務局)

- 第21条 臨床研修管理委員会及び研修に関わる事務的業務を行う事務局を事務部総務企 画課に置く。
- 2 事務局内に専任の事務職員を配置し、臨床研修管理委員会運営、研修医の管理、各種 記録の保管、連携病院との各種調整及び研修医、指導医の事務作業補助を行う。

第4章 研修評価

(研修医の評価)

- 第22条 研修医の研修目標に対する達成度を測定するために、次により評価を行う。
 - 1) 研修医は研修分野を修了するごとに、EPOC2にて自己評価を行う。また、指導医は評価票を用いて、指導医及び指導者による評価を行う。また、医師以外の医療従事者として、各診療科の病棟師長も評価票を用いて評価を行う。指導医、病棟師長は、評価修了後、医師事務作業補助者へ評価票を提出し、医師事務作業補助者にてEPOC2へ代行入力を行う。
 - 2) 研修医は「経験すべき症候 (29症候)」、「経験すべき疾病・疾患 (26疾病・疾患)」を経験した時、経験の都度EPOC2へ入力を行う。
 - 3) 指導医はEPOC2への入力にて承認を行う。
- 2 研修医の目標達成状況については、月に一回、評価票と研修会参加状況を用いて事務 局が確認し、少なくとも年3回、臨床研修管理委員会及び研修医に報告する。
- 3 評価に基づく修了認定については別に定める。

(指導医の評価)

第23条 各研修科目の指導体制及び指導方法の向上を目的として、研修分野修了ごと に、研修医及び指導者による指導医の評価を行う。結果については臨床研修管理委員会 で検討後、適切にフィードバックする。

(研修プログラムの評価)

- 第24条 研修プログラムを検証・評価し、より充実した研修とするため、次により評価 を行う。
 - 1) 年に2回、研修医と病院幹部及びプログラム責任者との面談を実施する。研修医 の意見を積極的に聴取・集約し、研修内容の充実・改善に努める。
 - 2) 研修医の目標達成状況、指導医評価結果、プログラム評価結果、研修医の意見を 臨床研修管理委員会において報告し、研修プログラムの内容、水準、実施方法等 を検討することにより、さらに充実した研修となるよう努める。

- 3) 研修プログラムの充実・改善を目的として地域からの情報収集を行うとともに第 三者機関による評価を受けるよう努める。
- 4) 地域医療機関との連携の場において、当院が研修病院であることを広報し、聞き 取りによりプログラムの評価を行う。

第5章 研修の中断・修了等

(中断・再開)

- 第25条 研修医が次のことに該当する場合には、臨床研修管理委員会がそれまでの当該 研修医の評価を行い、院長に対し、中断を勧告することができる。
 - 1) 予定研修期間内に研修を修了できなかったとき。
 - 2) 研修中止手続きを完了したとき。
 - 3) 死亡、失踪したとき。
 - 4) 医師免許の取り消し若しくは停止、また医業の停止の処分を受けたとき。
 - 5) 法令、条例及び規程に違反したとき。
 - 6) 公序良俗に著しく反する行為を行ったとき。
 - 7) その他、院長が不適当と認めたとき。
- 2 院長は臨床研修管理委員会の勧告または研修医の申し出を受けて当該研修医の研修を 中断することができる。またその場合には当該研修医の求めにより所定の臨床研修中断 証を交付する。
- 3 研修医が研修を中断した場合、院長及び研修プログラム責任者は研修医に対し、適切 な進路指導を行う。
- 4 研修を中断した者が臨床研修中断証を添えて研修再開を申し出た場合には臨床研修管 理委員会において研修再開を許可するか否かを審議の上決定し、その内容を遅滞なく申 請者へ通知する。

(研修の修了)

- 第26条 既定の評価により研修医が研修を修了したと認め、臨床研修管理委員会の承認 を受けた場合には遅滞なく当該研修医に対して臨床研修修了証を交付する。
- 2 既定の評価により研修医が研修を修了していないと判断される場合は遅滞なく当該研修医に対して理由を付して文書で通知する。

(研修実績が基準に充たない場合の対応)

第27条 研修実績が基準に満たない場合、また心身状態など研修困難な諸事情を伴う場合、臨床研修管理委員会、事務局、総務企画課、指導医が連携し支援を行う。また、未 実施の研修実績の履修についても個別に調整する。

(進路)

第28条 修了後の進路について、研修医の要望に応じて、臨床研修管理委員会事務局が

進路相談を行う。

- 2 研修修了者について勤務先などの連絡先を把握し、各種の方法で必要に応じて援助するよう努める。
- 3 修了後に当院にて勤務する場合は、臨床研修期間終了後、3年間は任期付職員として 採用し、その後、正規職員として採用する。

第6章 記録の保管・閲覧

(保管・閲覧)

- 第29条 研修医に関する次の事項を記載した記録を研修修了または中断した日から10 年間は紙及び電子媒体で保存する。記録は臨床研修管理委員長が責任者となり、総務企 画課で保存する。また、年次ごと、氏名ごとに総括し管理する。
 - 1) 氏名、医籍登録番号、生年月日
 - 2) 研修プログラム名
 - 3) 研修開始、修了、中断年月日
 - 4) 研修病院、協力病院、協力施設の名称
 - 5) 研修内容と研修医の評価
 - 6) 中断した場合は中断理由
- 2 指導医及び上級医、指導者、研修医は必要に応じて記録を閲覧することができる。閲覧を希望する際は、その目的など必要事項を所定の様式に記載し、臨床研修管理委員会委員長の許可を受けることとする。

附則

1 この規程は令和5年4月1日より施行する

臨床研修関連記録 閲覧申請書

令和 年 月 日

地域医療機能推進機構 力 臨床研修管理委員会委員長						
		申請者所属				
		申請者氏名			(Į	<u> </u>
次のとおり、臨床研修関連	車記録の閲覧を希望し	ます。				
1. 閲覧を希望する記録の	D範囲(種類)					
2. 希望する閲覧の方法	※該当を○で囲む					
① 閲覧	②写しの交付	③要約書				
3. 閲覧を希望する理由						
上記の記録を閲覧・複写	させることを許可しま	きす。	令和	年	月	日
		臨床研修管理委			/1	Н

氏名____

(EII)